有限会社田浦商店	兵庫県神戸市兵庫区里山町一番地の九十七	とび
小早川工業	福岡県嘉麻市牛隈字浄道寺六百四十番一	とび
株式会社水栄設備	福岡県糸島市二丈武百十八番地三	配管

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○**法務省告示第三百四十四号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十九日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［項を加える。］	［項を加える。］
［項を加える。］	［項を加える。］

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
太平洋精機株式会社	東京都千代田区岩本町二丁目九番七号	機械加工、溶接

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

ロ　［略］

ロ　［同上］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
島根自動機株式会社	島根県松江市鹿島町佐陀宮内七百八十四番地	機械加工、仕上げ、電気機器組立て、工場板金
有限会社原鉄工業	埼玉県草加市稲荷二丁目二十番五十二号	鉄筋施工、建設機械施工
有限会社小島タイル工業	埼玉県比企郡川島町大字吹塚千百七番地	タイル張り、建設機械施工
［略］		
株式会社小向左官工業	青森県八戸市大字市川町字高屋敷十八番地の一	左官
工房蔵株式会社	群馬県太田市大原町二千二百八十二番地の八	建築大工
土屋建築	岐阜県各務原市川島松倉町六百九十五番地一	建築大工
株式会社小塚建設	静岡県富士市中里八十五番地の二	型枠施工
株式会社大伸建設	広島県広島市東区馬木七丁目千九百七十九番地十四	建築大工
株式会社藤よし川土建	徳島県三好郡東みよし町昼間六百八十一番地	型枠施工

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
島根自動機株式会社	島根県松江市鹿島町佐陀宮内七百八十四番地	機械加工、仕上げ、電気機器組立て
有限会社原鉄工業	埼玉県草加市稲荷二丁目二十番五十二号	鉄筋施工
有限会社小島タイル工業	埼玉県比企郡川島町大字吹塚千百七番地	タイル張り
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		